



労基署便り 令和5年度 No.8

大河原労働基準監督署



◎ 令和5年労働災害発生状況（10月）

新型コロナウイルス感染症によるものを除きR4及びR5を掲載しています。

	大河原署管内			宮城局管内		
	R4	R5	前年比	R4	R5	前年比
製造業 計	38 (1)	25	-13 (-1)	334 (4)	320 (4)	-14 (0)
食料品製造業	11	13	2	153	160	7
機械金属製造業	15 (1)	10	-5(-1)	89 (1)	90 (3)	1 (2)
建設業 計	23 (2)	24	1 (-2)	237 (5)	226 (4)	-11(-1)
土木工事業	14 (2)	9	-5 (-2)	76 (4)	64	-12(-4)
建築工事業	8	12	4	116 (1)	123 (2)	7 (1)
その他の建設	1	3	2	45	39 (2)	-6 (2)
運輸交通業 計	9	6	-3	294 (2)	281 (1)	-13 (-1)
陸上貨物運送業	9	3	-6	270 (2)	250 (2)	-20 (0)
商業	26	21 (1)	-5 (1)	392	327 (3)	-65 (3)
社会福祉施設	6	8	2	166	181	15
全産業	143 (3)	125 (1)	-18 (-2)	1956 (13)	1899 (18)	-57 (5)

※1 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数／※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。／※3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和5年1月～10月において事故の型別の多いものから①転倒25%、②墜落、転落21%、③切れ、こすれ13%

令和5年度「宮城年末年始労働災害防止強化運動」について

年末年始は、日没時間の早まりによる視界不良、積雪や凍結等による作業環境の悪化に加えて、心理的にも慌ただしくなる時季であることから、労働災害の防止についても、最も多い事故の型である転倒災害の防止をはじめ、これらの事情を踏まえた取組が必要となります。また、多くの事業場において業務繁忙期となるため、労働時間管理や健康管理への配慮も一層重要となります。そのため、宮城労働局及び各労働基準監督署では、県内すべての労働者が安全で健康にこの時期を過ごすことができるよう、県内の各労働災害防止団体等が実施する労働災害防止運動等とともに令和5年度「宮城年末年始労働災害防止強化運動」を行います。

○実施期間：令和5年12月1日から令和6年1月31日

○以下の事項について、期間中に取り組んでいただきますようお願いします。

- ア 「SafeworK 向上宣言」※を活用するなどした事業主及び労働者等による安全衛生方針の表明
- イ 安全衛生活動の点検、評価、改善及び新たな安全衛生計画等の作成
- ウ 事業主等による安全衛生パトロール
- エ 作業内容の変更等に伴う安全衛生教育
- オ 作業場、設備、保護具、通路、標識や表示等の一斉点検
- カ 大掃除等に伴う4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動
- キ 年末年始の作業開始時における安全確認
- ク 労働時間の適正管理と過重労働の防止
- ケ 長時間労働を行った労働者に対する医師の面接指導等

※「SafeworK 向上宣言」

宮城労働局及び県内の労働災害防止団体等が運営する労働災害防止や健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主等の意思を企業内外に表明する制度。



粉じん障害防止対策の徹底をお願いします。

～「じん肺」とは～

主として小さな土ほこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってし合った病気を「じん肺」といいます。

じん肺の症状は数年から十数年かけてゆっくりと進行することや、いったん「じん肺」にかかると、元の正常な肺には戻らず、粉じん作業をやめた後も病気は進行することから、粉じん作業に従事している際の防止対策が重要です。

じん肺等の粉じん障害防止のための措置、これらの措置を講ずるべき粉じん作業については、労働安全衛生法、粉じん障害防止規則、じん肺法で規定されています。

(粉じん作業の一例) アーク溶接作業、研削と石を使った金属の研磨・バリ取り、岩石の切断など

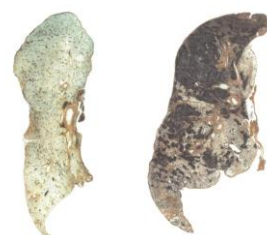
◎粉じん障害を防止のため、法令で定める事項を含め、次の取組をお願いします。

- 1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- 2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 3 じん肺健康診断の着実な実施
- 4 離職後の健康管理の推進

左：正常な肺

右：じん肺

(粉じんの吸入により肺が黒くなっている。)(厚生労働省リーフレット「第8次粉じん障害防止総合対策について」より)



宮城県最低賃金の改定について

宮城県最低賃金が次のとおり改定されました。賃金額の確認をお願いします。

適用される最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	923円	令和5年10月1日
鉄鋼業	1,003円	令和5年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	959円	
自動車小売業	986円	

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。)に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金(時間額923円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給161,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

$$\frac{\text{月給161,000円} \times 12\text{か月}}{8\text{時間} \times \text{年間所定労働日数260日}} = 928.84\text{円} \geq 923\text{円 (宮城県最低賃金)}$$

宮城県最低賃金クリア!



業務改善助成金
(厚生労働省 HP)

発行：大河原労働基準監督署(TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。